

議案第64号

朝来市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について  
朝来市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。  
令和3年8月31日提出

朝来市長 藤 岡 勇

提案理由要旨

審査の申出の手続等における書面への署名及び押印を見直すため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

朝来市固定資産評価審査委員会条例（平成17年朝来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「署名押印」を「署名し、又は記名押印」に改める。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印」を「記載」に改め、同条第8項中「署名押印」を「署名し、又は記名押印」に改める。

第9条第2項及び第11条第2項中「署名押印」を「署名し、又は記名押印」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第64号資料

### 朝来市固定資産評価審査委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。</u></p> <p>5 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査)</p>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>4 審査申出人は、審査申出書(添付書類を含む。)の提出後、その記載事項に変更を生じた場合においては、直ちに当該変更に係る事項を書面で委員会に届け出なければならない。</p> <p>5 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。 (審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。 (1)～(3) (略) (口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)～(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。 (1)～(5) (略) (実地調査)</p>

<p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（議事についての調書）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>	<p>第9条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>（議事についての調書）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに<u>署名し、又は記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)～(4)（略）</p>
--	--